192

令和六年六月十八日提出
質問第一九二号

戦没者の遺骨収集における外務省の役割に関する質問主意書

提出者　松原　仁

戦没者の遺骨収集における外務省の役割に関する質問主意書

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成二十八年法律第十二号）に基づき、令和五年七月二十八日に変更のうえ閣議決定された「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」は、基本的な方針として、「外務省は、本計画二（三）に掲げる関係国の政府等との協議等、関係在外公館における戦没者の遺骨収集を専門に担う担当官の配置等人員の提供、現地調査員の確保の支援、我が国の戦没者の遺骨の在外公館における一時保管、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）に対する協力の要請その他必要な協力を行い」と定めている。

本計画に基づく実施状況についてお尋ねする。

一　外務省による戦没者遺骨収集に関する関係国政府との協議では、どのような実績があったか、明らかにされたい。

二　「関係在外公館における戦没者の遺骨収集を専門に担う担当官」は、現在全体で何人が配置されていて、在外公館別の人数の内訳はどのようになっているか、明らかにされたい。

三　「関係在外公館における戦没者の遺骨収集を専門に担う担当官」は、どのような者が任命されている

か、明らかにされたい。

四　戦没者の遺骨収集事業における、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）との協力関係では、どのような実績があったか、明らかにされたい。

五　過去五年間の、戦没者の収容遺骨数を、年度別に明らかにされたい。

右質問する。